発 議 書

次の意見書案を提出する。

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

令和6年6月28日

提出者具市議会議員

井 手 畑 隆 政 中 明 夫 原 檜 美 良 垣 夫 奥 田 和 林 田 浩 秋 北 Ш 清 橋 晶 П

呉市議会議長 中 田 光 政 様

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

国の調査によると、ひきこもり状態にある人は、全国で15歳から64歳までの年齢層に約146万人(令和5年3月内閣府発表)おり、50人に1人と推計される。ひきこもりの長期化、高齢化が進む中、80代の親と50代のひきこもりの子が孤立・困窮する「8050問題」や、親が亡くなった後の本人支援等の課題が大きな社会問題となっているが、ひきこもり支援に特化した法律は、現時点では制定されていない。

令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業が創設され、本市においては、令和4年度より重層的支援推進室を設置し、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、ひきこもりも含めた様々な社会課題を抱える方への支援体制の強化を図っている。

一方で、令和4年度に国が創設したひきこもり支援ステーション事業を活用し、ひきこもり支援コーディネーターを配置して居場所づくりなどの事業を実施している自治体は、広島県内5市町、全国でも15%程度にとどまっており、自治体間の支援格差も顕著となっている。

また、本市を含む各自治体では、こども、高齢、介護、障がい、生活困窮など、 関連する福祉制度を組み合わせた支援を実施しているものの、ひきこもりの原 因は多様かつ複合的であることから、当事者一人一人の状態・状況に応じたきめ 細かい切れ目のない支援が必要であるが、現状では福祉制度のはざまで適切な 支援を受けられない事例も少なくなく、ひきこもり支援に関する法律を制定す る必要がある。

よって国におかれては、国及び自治体が、こうした現状を踏まえた適切な支援を行っていくため、ひきこもり支援基本法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

呉市議会議長 中田光政

(提出先)

議 衆 院 長 議 参 議 院 長 議 内 閣 総 理 大 臣 内 閣 官 房 長 官 務 大 総 臣 財 務 大 臣 厚 生 労 働 大 臣 内閣府特命担当大臣 (孤独・孤立対策)